自動車保管場所届出書作成の手引き

訓記様式第2号(第3条関係) (1)届 (新規 登 録 動 重 保 管 場 所 出 書 変 更 自動車の区分 軽 白 自 車 σ 動 ž 長き (4)(2) (3) 幅 センチメートル ここから記え ち高 センチメートル 自動車の使用の本拠の位置(自宅等) **6** 7 自動車の保管場所の位置 (8) (変更前 上記の事項について届出をします。 (10)月 日 (9)警察署長 殿 〒 ((11)住 所 届出者 電話 ふりがな

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第6項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条(第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。)の規定による届出(以下「変 更届出」という。) にあっては「変更」の文字を〇で囲むこと。
 - 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。
 - 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
 - 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
 - (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、 かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の目前15日以内に保管場所とされていたとき。
 - (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき((1)に該当する場合を除く。)。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

		連絡先 14
乗換之車両 無・有 (登録番号)(車台番号)	TEL

- ① 普通車は「登録」に、軽自動車は「軽」に○印をして下さい。 以下②~⑤は、自動車検査証等を確認して正確に記入して下さい。
- ② 車検証等の「車名」を記入。(トヨタ、日産、ホンダ、三菱等)
- ③ アルファベット・ハイフンも正確に記入。 (原動機の型式ではありません。)
- ④ 左寄せでアルファベット・ハイフンも正確に記入。
- アルファベットと数字が混在する場合は、アルファベットの下欄に「レ印」を付して下さい。 ⑤ 単位は「センチメートル」です。(数字を3桁ごとに区切るコンマは入れないで下さい。)
- 自動車を使用する拠点となる住所を記入します。個人の場合は通常、住民登録されている住所とな りますが、異なるときは窓口で相談してから記入して下さい。

法人の場合は通常、法人登記されている営業所、出張所等の所在地となりますが、異なるときは窓 口で相談してから記入して下さい。

「使用の本拠の位置」については、住民登録や法人登記の事実のみでなく、居住実態や営業実態があ る場所として下さい。

- 「保管場所の位置」の記載は住所番地までとし、アパートなどの部屋番号は記入しないで下さい。
 - ⑥と同じ場所であっても「同上」や「〃」と記入しないで下さい。
 - ⑥と⑦は直線距離で2キロメートル以内である必要があります。

保管場所使用承諾証明書がある場合は、同証明書記載の「保管場所の位置」欄のとおりに記入して 下さい。

- ⑧ 保管場所の変更届出の場合には、旧の「保管場所の位置」を記入して下さい。
- ⑨ ⑦の「保管場所の位置」を管轄する警察署長を確認のうえ記入して下さい。
- ⑩ 警察署窓口に提出する日付を記入して下さい。
- ⑪ 住民登録している住所を記入して下さい。(⑬の氏名も同じ)
- 届出者とは当該車両の使用者です。氏名にはふりがなを付して下さい。 法人の場合は、代表者氏名も記入して下さい。 郵便番号、電話番号も忘れずに記入して下さい。
- ⑩ 乗り換え車両がある場合は、「有」に○印をして、登録番号と車台番号を記入して下さい。
- ④ 届出内容について、説明できる方の氏名と連絡先(電話番号)を記入して下さい。

(裏面へ)

添付書類について

- 1 保管場所を使用する権利を有することがわかる書類
 - (1) 保管場所が申請者単独の自己所有である場合

申請者本人が、「保管場所使用権原疎明書面(自認書)」を作成して下さい。

土地の名義人がすでに亡くなり、名義変更がされておらず、申請者が管理している場合も含みます。この場合は「土地名義人〇〇〇は既に死亡しており、現在私が管理しています。」と 余白に追記して下さい。

- (2) 他人の土地または建物を保管場所として使用する場合、次のいずれかの書類
 - ○保管場所使用承諾証明書
 - ○駐車場賃貸借契約書の写し
 - (注)契約書に記載された内容によっては取扱いできない場合があります。
 - ○保管場所の管理人である公法人が、保管場所の使用について確認している場合は、「保管場 所使用確認証明書」
 - ※「使用期間」は原則、申請日から概ね1年以上であること。ただし、月極駐車場の場合で1年以上の契約が困難な場合は、最低でも1 ヶ月以上の使用契約である(契約更新が見込まれる)ものに限ります。
 - (3) 保管場所が、他人と共有している土地又は建物である場合

申請者本人が、「保管場所使用権限疎明書面(自認書)」を作成すると共に、共有者については、共有者本人が、「保管場所使用承諾証明書」を作成してください。

共有者が複数人いる場合は、それぞれの共有者本人が、それぞれ「保管場所使用承諾証明書」を作成してください。

2 保管場所の所在図及び配置図

(1)「所在図」は、「使用の本拠の位置」と「保管場所の位置」の直線距離を図示して下さい。なお、「使用の本拠の位置」と「保管場所の位置」は、直線距離で2キロメートルを超えてはなりません。

所在図に市販の地図等のコピーを使用する場合には、著作権法違反にならないよう取扱いに 注意して下さい。

所在図は、「使用の本拠の位置」と「保管場所の位置」が一致する場合、又は、「使用の本拠の位置」と「保管場所の位置」が旧自動車(乗換え車両)の「使用の本拠の位置」と「保管場所の位置」が一致する場合は省略することができます。

ただし、「使用の本拠の位置」や「保管場所の位置」が判然としない場合等は、警察署において所在図の記載を求める場合があります。

(2)「配置図」は、保管場所周囲の建物、空地及び道路を表し、保管場所の平面寸法及び保管場所に通じる道路の幅員を明記して下さい。

3 その他

- (1) 届出の際、できる限り自動車検査証と印鑑を持参して下さい。
- (2) ご不明な点があれば警察署窓口にお問い合わせ下さい。